

市政情報

節電のお願い&クールアース・デー

夏はエアコンの使用などで電気の使用量が増える季節です。一人ひとりの心がけが大きな効果となります。熱中症等には十分注意し、無理のない範囲で節電に取り組み、夏を楽しく快適に過ごしましょう。

夏の節電ポイント

- ・エアコンだけでなく、補助に扇風機を活用しましょう。
- ・すだれや緑のカーテンを利用しましょう(緑のカーテンについてはコンテンツも行います。今月号14ページをご確認ください)。
- ・使わない部屋の電気は消し、昼間の照明は控えましょう。
- ・使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。
- ・省エネ型家電への買い換えを進めましょう。

クールアース・デー

環境省では毎年7月7日(七夕の日)を「クールアース・デー」と定め、天の川を見ながら、家庭や職場において、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、それぞれができる地球温暖化対策の取組を推進するための日としています。天の川を見ながら、節電に取り組んでみてください。

環境政策課 ☎63-5006 23-7700

7月は社会を明るくする運動の強調月間～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

街頭キャンペーン

保護司・更生保護女性会員を中心に、明るいまちを築くための啓発活動を行います。

7月9日(火)午後3時30分頃から

東松山駅前、高坂駅前

人権市民相談課

☎21-1416 23-2236

夏の交通事故防止運動

7月15日(月)～24日(水)

重点目標

- ・自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守
- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・飲酒運転の根絶

スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県
本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。運転者、家庭、学校、職場、地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

地域支援課 ☎21-1435 22-7799

第一小学校通線(ぼたん通り)の事業認可

第一小学校通線(ぼたん通り)整備について、5月31日付けで県知事の事業認可を取得しました。そのため道路予定地内では、都市計画法の制限(①第65条:建築等の制限②第67条:土地建物売買の届出③第69条ほか:土地収用法の適用)がかかります。事業認可図書は市街地整備課にて縦覧できます。

事業の種類及び名称 東松山都市計画道路事業3・5・13号第一小学校通線

事業地 東松山市箭弓町一丁目地内

市街地整備課

☎63-5002 24-8857 市HP

狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の子犬は、年1回の狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けることが義務付けられています。今年度に狂犬病予防注射を受けていない場合は、動物病院で注射を受け、環境政策課で注射済票の交付手続きをしてください。

また、飼い犬に注射済票をつけることも義務付けられていますので、まだ注射済票の交付手続きをしていない人は、早めに手続きをください。

なお、犬が死亡した場合や住所や飼い主が変わった場合も、手続きが必要です。

交付手数料 550円

環境政策課

☎63-5006 23-7700



不要品はリユース(再利用)を検討しましょう

市はリユースプラットフォーム「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユース促進の取組を行っています。不要になった物は「おいくら」を通じて買取りの査定依頼を出すことができ、出張買取での対応が可能な品物の場合は、自宅から一歩も出ずに売却も可能です。古いカメラ等の趣味嗜好品から、ソファや冷蔵庫などの大型製品も対象です。

手間や費用をかけて処分する前にリユースを検討しましょう。

※再販できる品物が買取の対象となりますので、全ての品物をお引き取りできるわけではありません。

廃棄物対策課

☎21-1401 23-7700



市HP



農薬は適正に使用しましょう

- ・農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、ほかの作物への飛散に十分注意してください。
- ・散布量は最低限にして、できるだけ、せん定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。
- ・やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者などに周知するとともに風向き等に十分注意し、事故防止に努めてください。
- ・誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときは、ペットボトル等の飲食物の容器は用いないでください。
- ・農薬を廃棄するときには、専門業者に処理を委託する等、各自責任を持って処分してください。
- ・農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

農政課 ☎21-1400 23-7700

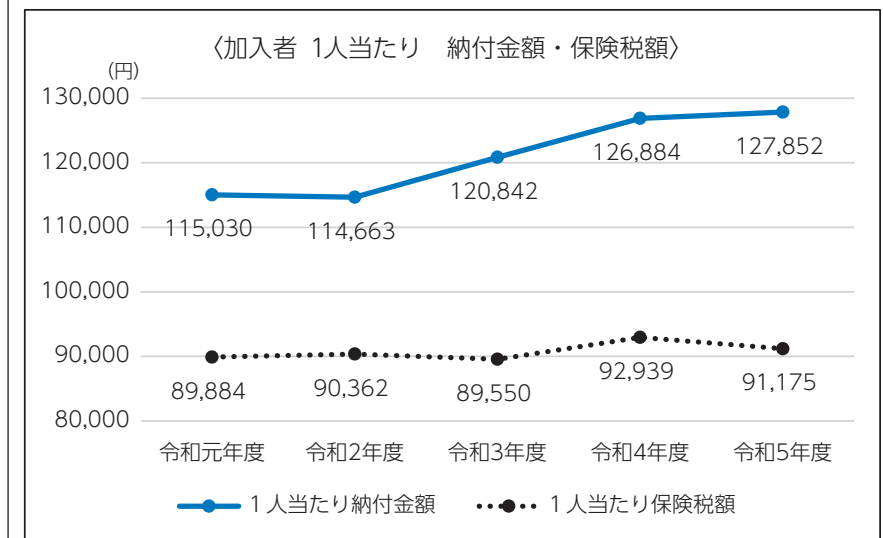
お伝えしたい「国保」のこと ①

国民健康保険の状況を隔月3回(7・9・11月号)にわたりお知らせします。第1回目は「国保の財政」についてです。

医療の高度化や加入者の高齢化などの影響により、1人の加入者にかかる医療費は増加傾向が続いています。また、医療給付費等に充てるために、市が県に支払う加入者1人当たりの納付金額も、コロナ禍の令和2年度を除き年々増加しています。

一方、加入者1人当たりの保険税額は、令和元年度からほぼ横ばいのため、国保財政は歳入不足が続いています。

これまで、保険税負担が大きくなるよう、市が設置している基金(国保の安定的な運営のために積み立てた資金)から、年平均2.3億円程度の繰入を行い、歳入の不足分を補ってきました。しかし、このまま県への納付金額の増加が続き、歳入不足が拡大すると、基金が枯渇することも危惧されます。



保険年金課 ☎21-1403 23-0076

はかりの定期検査のご案内

取引や証明などに使用するはかり(家庭用は除く)は、2年に一度の定期検査が必要です。今年は定期検査の年にあたりますので、必ず検査を受けてください。市から対象となる事業者へはかりの使用状況調査の通知を発送していますが、通知がなかった事業者で対象となるはかりを使用している場合は、必ずご連絡ください。

なお、はかりを新規に購入又は買い替えをする、使用しなくなるなど変更がある場合もご連絡ください。

検査日程

検査日(8月)	検査時間	検査会場
5日(月)	午前10時～正午、午後1時～3時	松山市民活動センター駐車場
6日(火)		
7日(水)	午前10時～正午	野山市民活動センター駐車場
	午後1時～3時	唐子市民活動センター駐車場
8日(木)	午前10時～正午、午後1時～3時	大岡市民活動センター駐車場

※電気式はかり、機械式はかり(ひょう量250kgを超えるもの)は、別途巡回検査を行います。

商工観光課 ☎21-1427 23-7700

県計量検定所 ☎048-652-2171



消費者トラブルに注意

その注文、本当に「お得」?

結局、高額請求になる「定期購入」トラブル!注文は慎重に

【事例1】

オンラインゲーム中に「化粧品が定価90%オフの1,980円!いつでも解約可能」と大きく表示されたバナー広告が現れ、安いと思い注文した。商品が届き、解約の連絡をすると「初回での解約は、定価と初回代金の差額を払うようサイト内に表示してある」と言う。見た覚えがない。

【事例2】

SNS閲覧中に出てきた「美容液がお得な4千円」の広告を見て、お試して注文した。注文後に「美容品プレゼント」と表示され、何度かスクロールした所にあった注文ボタンを押した。先日、同じ美容液が届いたので、注文していないと申し出ると「『美容品プレゼント』のところの注文ボタンを押すと、全7回の定期コースに変更になる」と言われた。

消費者へのアドバイス

- ・「お得」だけをうのみにしてすぐ注文するのではなく、契約内容を十分確認しましょう。
- ・注文前に広告や最終確認画面をスクリーンショットし、保存しておきましょう。トラブル発生時の証拠となり、解決につながる場合があります。
- ・通信販売には原則クーリング・オフはなく、受取拒否や支払いをせず放置していても解約になりません。必ず販売業者に連絡し、解約の合意を取りましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン ☎188
人権市民相談課 ☎21-1414 23-2236

「くらしの110番」